

<市第65号議案関連資料>

市第65号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 指定を更新しない法人

(1) 法人の名称

ア 特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム

イ 特定非営利活動法人アクションポート横浜

(2) 改正の内容

当該2法人から指定更新の希望がなかったため、別表から法人の名称等を削除します。

2 条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町94番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで

削除

3 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

（四） 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

4 参考資料

(1) 法人の概要 別紙1

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙2

法人の概要

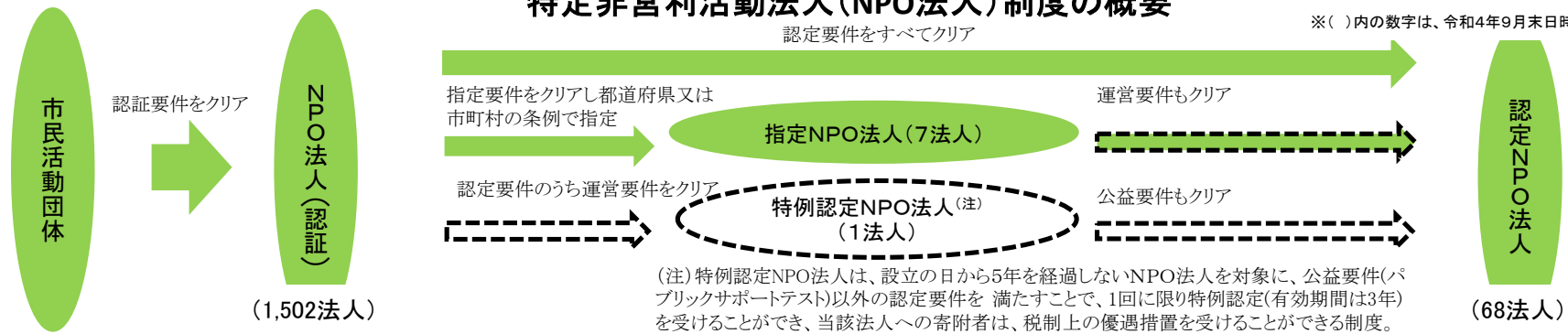
法人名	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム
代表者の氏名	理事長 松本 和子
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区深谷町 1411 番地 5
設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日
定款に記載されている目的	<p>この法人は、近隣住民に対して、必要とされる支えあい支援に関する事業を住民が主体となって行い、様々な関係者と共に、誰もが尊厳を持って生き生きと心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>
活動分野	<ol style="list-style-type: none">1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動2 まちづくりの推進を図る活動3 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動4 地域安全活動5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none">1 地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業2 地域住民の学びに関する事業3 情報・相談に関する事業4 地域人材発掘・養成に関する事業5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
活動地域	戸塚区

法人の概要

法人名	特定非営利活動法人アクションポート横浜
代表者の氏名	代表理事 高城 芳之
主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町 94 番地 横浜中華街パーキング協同組合内
設立年月日	平成 20 年 12 月 18 日
定款に記載されている目的	<p>この法人は、横浜に関わる N P O、企業、大学、行政等の異なる性格の組織が、対等に集い連携できる場を形成し、かつ、多様な人材を育成し地域参加の機会を創出することをもって、地域の様々な課題の解決を促し、環境に配慮した都市づくり、多様な文化・属性をもつ人たちの生活や人権が保障される共生社会づくり、市民が支える地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。</p>
活動分野	<ol style="list-style-type: none">1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動2 まちづくりの推進を図る活動3 環境の保全を図る活動4 人権の擁護又は平和の推進を図る活動5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none">1 市民や組織の連携により、新たな事業やシステムを創造するためのプロジェクト2 市民や市民活動団体の地域の課題解決や、そのための組織運営を支援するプロジェクト3 市民活動や地域の課題解決に関する相談とコーディネート4 市民活動や地域の課題解決に関する人材の発掘と育成5 その他、目的を達成するために必要な事業
活動地域	市内全域

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和4年9月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと ① 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている ② 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市長会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法